

門真市附属機関に関する条例（抜粋） 平成25年 3月28日門真市条例第3号

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

別表（第1条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市立学校いじめ防止対策審議会	いじめの防止等のための対策の推進及びいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議に関する事務
門真市いじめ重大事態調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態であって特に必要と認めるものに係る事実関係を明確にするための調査に関する事務